

# 共同親権運動

11号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2010年10月21日

## 裁判所へのアプローチ～彼らに声は届いているのか

k ネットでは、以前より最高裁判所や家庭裁判所に申し入れを中心とした活動を行っている。テーマとして、「家庭裁判所などでの現場の実体を訴える」「運用改善の要望」がある。どちらも当事者にとっては切実なものだ。

具体的には、連れ去りの容認ばかりではなく、長引く調停や不適切な調停委員らの対応により「裁判所による結果的な引き離しの幫助」や「人質取引の看過」などがある。k ネットではこうした裁判所の現状を訴え、改善を促すために申し入れや意見交換の機会を継続して設けている。

「裁判所に物を申すなど……」という漠然とした印象を持つ人もいるだろう。以前は私もそうだった。しかし、実際やってみるとたいしたことはない。申し入れ先が最高裁判所でも同じだ。慣れればなんということはない。市役所への出入りと変わりはない気さだ。

申し入れのアポイントメントや申し入れ前に行う裁判所前でのチラシ配りなどは、ほぼすべてk ネットの事務方が行ってくれる。私といえば、仕事の合間を縫って現場に駆けつけるのがほとんどだ。集合場所では準備ができていないか早々に始まっている。

時間になると裁判所の係の人が迎えに来る。その後応接室などに案内される。

どの裁判所でも時間はたいてい30分ほど。申し入れの文書を読み上げ、生の声を聞いてもらう。

こちらからいろいろ質問しても、その場の担当者は絶対に返答にあたるコメントはしない。「承りました。関係部署にまわしておきます」だけだ。唯一聞けるとすれば、「この申し入れ文書を扱う部署はどこか？」くらいだ。それ以上は聞けない。われわれの申し入れ文書がその後どう判断され、誰に読まれるのか、も教えてもらえない。これは不満だ。

『はたして裁判所はこの先まともになっていくのだろうか？』

参加者の一人として、こうした裁判所の対応には失望を感じる。それでも「待っているだけではだめ、行動しなければ何も変わらない」の気持ちが大切だと信じている。

最近、注意深く判例や当事者の体験を聞いていると裁判所も変わりつつあるかも、という印象がある。特に共同親権という言葉は数年前では聞くことすらなかった。これは大きな進歩といえる。

しかし、まだまだ全体的には旧態然とした現場であることは間違いない。私たちの裁判所へのアプローチも継続し、より明確な獲得目標をもって取り組んでいかなければならない。前述のとおり申し入れへの参加は大きな負担になるものではない。デモや集会参加というものはまた違った活動の入り口としてオススメだ。早いうちに「裁判所に我々の声が届いている」と実感できるようにしたい。

(望月 蓮)

こんなことやります 子どもに会えない親のための実践講座2「子どもに会うために私たちができること」、10月23日、講師・望月蓮、3「家庭裁判所攻略法」、11月9日、講師・宗像充、報告・石井一、中島真紀子、時間13:30～16:00、場所・k ネット事務所、参加費・1500円(3回通しで4000円)、事前に申し込みください、当日参加もできます/k ネット別居親交流会、11月27日13:30～16:00、場所・k ネット事務所、参加費500円、当日直接会場にお越しください



原則交流・共同養育 共同親権運動ネットワーク

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-4 コイトビル3F

電話 03-5909-7753 FAX 03-5909-7763 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普)3166777一般社団法人共同親権運動ネットワーク

## “面会交流” 雑感

木船一江

私の息子は面会交流を条件に調停離婚した。裁判所が仲介したにも拘わらず、約束は反故にされた。次いで面会交流の調停申立。相手の拒否で調停は不成立。審判に移行し、面会は年4回、1回2時間という判決が出た。息子は不服だったが、一日も早く会いたいと、それを受け入れた。しかし相手が上告して、高等裁判所までいった。結果は家裁と同じものだった。

1回目の面会日、子どもは1歳。抱っこされて、帽子を目深にかぶり、全身を覆い隠して現れた。顔は見えず、近付けば逃げるばかり。2回目、相手はすぐ映画館へ入って、2時間が終り面会は終了。3回目、同じく映画館に入って2時間が終了。あまりの事に近寄ったら、痴漢避けの非常ベルを鳴らされた。これが息子の今の現状です。これで面会交流と言えるだろうか。ルール違反じゃないの？

裁判所の判決があっても、守りたくなければ、あの手この手で会わせない。それで許されるのだ。判決文は相手方の解釈次第。主導権は親権者に有りて、親権のない親は、オロオロするばかり。今後どう展開するのか、先は見えない。

以前、面会交流の講演会の後で、フランス人の男性に「フランスで面会交流が守られているのは何故ですか？」と聞いてみた。

「罰則があるからですよ」と即答された。加えて「罰則がない時は、フランスでも守られなかった」と。そうか、約束や判決を守れない人間は、国を問わず、個人を問わない。必ずいるのだ。だとしたら、担保としての罰則は必要だ。裁判所だって、面会交流の空手形ばかり、切っけていても仕方あるまい。

最低限でも面会交流の民法明記、守らない時の罰則、これだけは、早急にやってもらいたい。子どもは日々成長している。別れた親だってその成長する姿を、心に刻みつけないのだ。一日も早い立法化を願っている。

言うまでもなく祖母である私は、孫に会って

いない。溢れる程の愛情を注ぐことが出来ない。子どもは多くの人の愛情で、心豊かな人間に成長する。特に幼い時ほど、親の愛を必要としている。愛を食べて命を育てていると言える。核家族の今、離婚すれば即母子（父子）家庭になる。育児はいつも楽しいわけではない。同様に社会の中で、いつもハッピーではいられない。自分が苦しくなると、育児が重荷になる。そんな時、身近にいる誰かの助けがあったら「児童虐待」は防げるかもしれない。近隣の人たち？ 地域の民生委員？ 児童相談所？ そういう人たちもだが、もっと力強い助っ人がいるだろう。つまり親権者ではない親、そして祖父母。離婚しても子どもへの愛は変わらない。子どもが困った状況にあれば、即座に駆け付けるだろう。単独親権では、親権を失った親は親でなくなる。個人情報守秘義務で、何も知ることが出来ない。助けることも出来ない。

共同養育、共同親権はその点からも、望ましい方向だと思う。親は子どもを愛し、成長するまで責任を持つ。その理念の基に、単独親権制度から抜け出そうよ。

今は変革の時代。家族、家庭観も、民法制定時とは大幅に変わっている。結婚、離婚は男女の合意。子育ては合意のもとに共同養育を。

最後に一言。

10号の「主張」欄にあった植野史さんの悲痛な叫び、“私だけが会えない”の言葉の重さが、頭から離れない。裁判官も調停委員も調査官もみんな子どもに会っているのに、母親だけが会えない理不尽さ。その法の非情さに、私の正義の血が燃えたざります。



## ● 裁判所をどう「やって」変える ●

発足当初から裁判所への働きかけ……チラシを配ればそれなりの反応がある。申し入れれば、ごくまれに本音を聞くことができる。最高裁判所前でチラシを配れば、お昼に出てくる職員の人たちはみんなチラシを持っていく。問題のある判決や裁判所の対応があれば申し入れ、面会交流にあまりにも無理解な裁判官を名指しで会報で指摘する。そういった継続的かつ地道な取り組みが効いたのか、家裁は運動の側を意識しているし、最近では家裁前でマイクでしゃべると職員がわざわざ中から「護衛」に来るようになった。判例も、熱心な弁護士の努力があつてか、月に1度2時間という「最小面会」の相場から、相手が拒否的でも隔週や長期休暇の宿泊付きの面会の審判例が徐々に出るようになってきている。

講座を開けば、裁判所に子どもとの面会を邪魔されている人たちが集まってきて、油断すれば裁判所に面会交流を制約される相変わらずの現状を教えてくれる。調停委員や調査官たちが、「今は共同親権という考えもありますから」と面会交流を斡旋するという情報がある一方で、家裁の裁判官が「共同親権」という言葉を知らないという話も聞いたりもする。

家裁の人たちの無理な前提の一つに、「協力関係ができなければ面会交流を行えない」というものがある。しかしそもそも協力関係ができて話がついているなら、家裁にはやってきてはいない。葛藤のある夫婦の場合、お互いが面会交流のことでこれ以上もめる余地がないように、細かな条項を取り決める必要がある。日時場所から、受け渡しの方法、子どもの学校行事への参加、宗教、医療、進学、長期休暇の取り決め、プレゼントの交換、手紙や電話のやりとり、引っ越した場合の対応、そして民法766条による、養子縁組時の親権のない親の権限。

現行法では、面会についての許認可権を同居親が持っている。この中には、今まで家庭生活の中で支配的だった男に、共同親権となればまたお伺いをたてなければならぬのかという懸念がある。公式にはこういった議論は親子関係とは別物とされる。子どもの福祉にとって面会拒否が妥当かどうかという議論はデータの少ない日本では、空中戦の中で終わらない。いろんな立場の人や個人的な体験を振り返る中で、共同親権に慎重な立場の人の懸念も徐々に分かるようになってきた。男性の側が対等な関係はどういうものかという議論をはじめない限り、懸念は必ずしも懸念のままでは終わらない。他方、なぜ子育てに積極的でもなかった父親が面会や監護権、子の引き渡しを求めるのかということについても、まだまだ理解されていない。裁判所関係者においても同じだ。もう一子どもと会えなくなってしまうのではないかという恐怖は、冷静な判断力をなくさせるし、終わらない危機状態の中で「大きくなったら会いにくるよ」と言われることが、どれだけ本人の実感とかけ離れ、失望と怒りをかき立てているかは、言わなければ伝わらないものだ。

いずれにせよ、当事者と関係者、そして世間との感覚の違いを埋めていく中で、親子関係を疎外する裁判所にきちんと異議申立をしていく積み重ねはやはり重要だと感じる。kネットでは講座で「家庭裁判所攻略法」を開催するほか、家庭裁判所ハンドブックの作成を予定しています。アイディア募集。(宗像)

### 愛する人

### ★映画紹介

9月28日 生まれて初めて映画の試写会に行った。「愛する人」。

チラシには、「母として、娘として、女として、私は愛することを、選んだ」「37年間、互いを知らずに生きてきた母と娘」「これは、すべての女性に贈る希望の物語」とある。

「カレン (アネット・ベニング)、51歳。老いた母親を介護しながら、働く日々。14歳の時の初恋で妊娠をし、出産したが、幼すぎたゆえに母親の反対にあい、生まれた娘を手放すしかなかった。そして今、逢ったことのない我が娘に想いを寄せながら、自分の母親とは分かり合えずにいる。

エリザベス (ナオミ・ワッツ)、37歳。弁護士としてすばらしいキャリアを持つが、養子に出された経験からか、家族や恋人と深く関わることを拒みながら生きている。母として、娘として、女として何かを失ったまま生きてきた二人。

そんな時、それぞれの身の上にある出来事が起こり、彼女たちは決断をする。時が過ぎ去る前に、愛していることを伝えたい。その強い想いが二人の距離を近づけようとしていたのだが……そして物語は衝撃と感動のラストへ」とチラシに書いている。

人は失ったものに傷つき、喪失感の中で愛することに臆病になる。実際自分がそうであるだけに、観ていて感情移入が容易にできる。自分の子どものことをまったく知らない母。引き離れた実の母への感情。感動のラストに行く前に、すでに何回もハンカチを握りしめていた。

そして、思い出すことがいっぱいあって重なっていった。自分の母とのつながり、子どものこと、男性のこと、臆病な自分。映画の中の娘の行動ひとつひとつが気にかかっていく。愛するということがわからないんだよなと思ったり、そんなに自分を傷つけないでと心の中で叫んでいたり。37年は長すぎる、と苦しくもなる。

本当にいろいろ考えてしまう映画だった。2011年正月第二弾ロードショー！です。(植野 史)

# 互版

## □これまでに

- 九・一九会報印刷
- 九・二一ファントムフィルムの人と会う
- 九・二三相談受付
- 九・二三親子交流くにたち『たいせつなもの』出版記念会
- 九・二八映画「愛する人」試写会
- 九・三〇相談受付
- 一〇・二kネット交流会
- 一〇・五kネット会議
- 一〇・七親子交流くにたち定例会
- 一〇・九第3期子どもに会えない親のための実践講座「共同親権・面会交流の傾向と対策」
- 一〇・一三相談受付
- 一〇・一四アドボケート・相談受付
- 一〇・一六親子のふれあいと絆を大切にする会／チャンス「共同親権とは」／女のグループ

ブワーク・男のグループワーク  
 一〇・一八国会ロビー  
 一〇・一九kネット会議

## □これから

★子どもに会えない親のための実践講座

2「子どもに会うために私たちができること」一〇月  
 日にち・一〇月二三日、講師・望月蓮

3「家庭裁判所攻略法」

日にち・一一月九日、講師・宗像 充、報告・石井一、中島真紀子

時間一三三〇〜一六〇〇参加費・一五〇〇円(三回通しで四〇〇〇円)、事前に申し込みください、当日参加もできます

### ★kネット相談日

日時・第二、第四木曜日

(二〇月二八日、一一月一日、二五日) 一八〇〇〜二一〇〇場所・kネット事務所、料金二〇〇〇円(一時間、一時間超は一時間毎に一〇〇〇円の加算) 相談日以外でもご予約の上相談は受け

付けます  
 ★会えない親子のホットライン

日時・第二、第四火曜日  
 (一〇月二六日、一一月九日、二三日) 二〇〇〇〜二二〇〇、無料、番号〇四二・五七三・五七九一、主催・親子交流くにたち

★女のグループワーク／男のグループワーク

日時・一一月二一日女のグループワーク一〇〇〇〜一二〇〇(二〇〇〇円)、男のグループワーク一三〇〇〜一六〇〇(二〇〇〇円)、場所・kネット事務所、ファシリテーター味沢道明、主催・日本家族再生センター、問い合わせ・kネット

### ★親子交流くにたち定例会

日時・一一月四日、場所・国立スペースF(国立市中三―一―一六)、問い合わせ・〇四二・五七三・四〇一〇(スペースF)

### ★kネット交流会

日時・一一月二七日一三三〇〜一六〇〇、場所・kネット事務所、参加費・五〇〇円、その後の交流会は一五〇〇

円、当日直接お越しください。  
 【編集後記】青木聡さんが翻訳した『離婚後の共同子育て』(コスモスライブラリー、一九〇〇円)という本に「争い依存症」という言葉がある。相手の非ばかり言い立て、冷静な関係が築けない状況は、離婚前後のカップルにはよく見られる。他人ならしない言い方や振る舞いの中でますます関係がこじれていつか、離婚の場合には、被害を受けるのは子どもになる。こういった状況は、どちらかが上下関係の中で振る舞っていると気づかない限り、なかなか解消しないし相手を傷つける。ぼくもその一人だったと思う。(宗像)



## 会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。立法府への提言、ロビー、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても、親子が親子であるための活動を行います。ホームページ、ブログを運営し、会報「共同親権運動」を発行しています。

いっしょに活動してくれる仲間、賛同者を募っています。年会費・三〇〇〇円。また、活動には経費がかかります。みなさまからの賛同(一口三〇〇〇円から)ご寄付をお願いします。会費・ご寄付はメンバーに手渡しか、以下にお振込みください。

■郵便振替 00130151472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普) 31667771 一般社団法人共同親権運動ネットワーク